

## 豊中市ひとり親家庭等日常生活支援事業補助要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、豊中市内に居住する母子家庭、父子家庭及び寡婦（以下「ひとり親家庭等」という。）に対する日常生活支援事業の「豊中市ファミリー・サポート・センター事業」（以下「ファミサポ」という。）を利用した際の謝礼金に対する補助について、必要な事項を定める。

### (実施主体)

第2条 実施主体は、豊中市とし、この事業の一部を地域の母子父子福祉団体、NPO及び介護事業者等（以下「受託者」という。）に委託することができる。

### (補助対象世帯)

第3条 補助対象世帯は、「豊中市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）第7条に規定する事前登録済の世帯とする。

2 補助対象世帯は、ファミサポを利用するにあたっては、同事業の依頼会員として事前登録を行うものとする。

### (補助対象事業)

第4条 前条の補助対象世帯が、実施要綱第4条に規定する事由により、子育て支援としてファミサポを利用した場合、これを補助対象とする。

2 補助の対象となる利用時間は、1回あたり1時間以上とする。

3 補助の対象となる費用は援助会員の謝礼金支払いに要する費用のみとし、交通費等の実費・キャンセル料等は補助対象外とする。

### (補助金)

第5条 補助の対象となる子育て支援の利用に伴う謝礼金に対する補助金の金額は、利用者が負担した費用から実施要綱第12条に規定する費用を減じたものとする。

2 補助金の金額の算定に用いる実施要綱第12条に規定する費用は子育て支援の利用日時点において決定済の金額とする。

### (補助金の交付)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象世帯は、豊中市ひとり親家庭等日常生活支援事業補助申込書（様式第1号）を補助の対象となる子育て支援の利用のあった年度内に市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込があったときはその内容を審査し、適当と認めたときにおいては、

予算の範囲内で交付額を決定し、豊中市ひとり親家庭等日常生活支援事業補助交付決定通知書（様式第2号）により当該申込者に通知し、補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第7条 市長は、ひとり親家庭等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- （1）虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2）この要綱の規定に違反したとき。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、この事業に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年8月1日から適用する。

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。